

## 第4章 （仮称）尾道市歴史文化資源市民登録制度の創設と運用

### 1 （仮称）尾道市歴史文化資源市民登録制度制定の目的と基本的な条件

歴史文化資源については、その存在や価値、意義が埋もれていたり、共有されていなかったりする場合が多いといえる。

一方で、歴史文化資源の中でも、市民等が愛着や尾道らしさを感じるもの・ことが多数あることも事実である。

これら歴史文化資源も、地域の歴史や文化を伝える貴重な資源であることを再認識し、市民自らがそれらを大切に生かし、次代に伝えることが必要である。また、歴史文化資源は、行政による調査ではすべてを把握できるものではなく、市民の視点で再発見し、価値や魅力を引き出す取組が大切である。

こうした取組を支える制度として、（仮称）尾道市歴史文化資源市民登録制度の創設を図る。

この制度は、市民の視点で歴史文化資源を再発見し、価値や魅力を引き出し、審査を通じて登録し、情報の提供と発信を行うものである。

さらに、登録した歴史文化資源を市民参加で守り、生かし継承していくことを目指すものである。

また、登録にあたっての基本的な条件及び基準は、以下の3点であり、申請の段階では、原則として所有者の同意を得る必要がある。

#### <登録制度の基本的な条件・基準>

- 申請時において、指定文化財・登録文化財でない歴史文化資源（前提条件）
- 地域の歴史や文化を伝える資源で、一定期間、継承されてきた歴史文化資源（基礎的評価基準）
- 市民が「身近に魅力や価値を感じるあるいは誇りに思う歴史文化資源」、「来訪者等に伝えたい歴史文化資源」など、市民の視点で捉えた地域の“宝”（市民評価基準）

## 2 (仮称) 尾道市歴史文化資源市民登録制度の内容

### (1) (仮称) 尾道市歴史文化資源市民登録制度の枠組み

尾道市には、文化財に関する活動団体が複数あり、団体独自に、または尾道市とともに文化財に関する調査・研究や保護活動を展開している。

(仮称) 尾道市歴史文化資源市民登録制度においては、これらの活動団体や文化財保護委員会委員と連携・協働のもとに、市民から情報提供があった歴史文化資源の審査及び登録体制を構築していくことが重要となる。

また、審査段階では、文化財の各専門分野の学識者等の協力を得ることも必要となる。

現時点で想定される(仮称) 尾道市歴史文化資源市民登録制度の基本的な枠組みは、まず、市民に歴史文化資源を推薦してもらったところから始まる。その後、推薦物件の調査・審査を経て、歴史文化資源データベースに登録される。さらに、登録後の保存・活用も検討していく。

例えば、市民によるモニタリング制度を取り入れ、市民(モニター)による歴史文化資源の点検や利用状況の把握、地域との関わりなどの情報を収集し、それを保存・活用に生かす仕組みを想定している。

### (2) 制度の展開について

(仮称) 尾道市歴史文化資源市民登録制度を創設し、運用・展開していくためには、以下のような点が重要である。

#### ① 制度の位置づけの明確化

(仮称) 尾道市歴史文化資源市民登録制度を効果的かつ円滑に運営するためには、制度の位置づけを明確にし、継続性や実効性を担保することが重要である。本制度を歴史文化基本構想に位置づけることはもとより、萩市や世田谷区のように、条例に位置付けることも重要となる。

そのためには、現行の「尾道市文化財保護条例」の改正や新たな条例の制定も含めた検討を行っていく。

#### ② 運営・推進体制のあり方の検討

運営・推進体制の中心となる事務局を制度のスタート時点では、尾道市教育委員会文化振興課に置くこととする。

しかしながら、行政主導の運営体制では、その時々の方針や予算等により、活動規模が制約を受けられる場合も想定される。また、市民主体の運動として広く市民に認知され、地域に浸透し、専門性・継続性をもって展開されていくためには、行政だけではなく民間の幅広い参画を得た推進体制で運営することが重要となる。

このため、推進体制のあり方については、学識者や主役となる市民等を交えた協議会を立ち上げ、検討していく。

#### ③ 登録・審査基準等の設定

「本物であること」に求められる「真正性」や「一定の時間、継承されてきたもの」に求められる「一定の時間」について、「尾道市が設定する制度に合致した、具体的・客観的な基準をどのように設定するか」については、今後の資源調査結果や歴史文化基本構想のストーリー等を踏まえつつ、内容を掘り下げ明らかにする。

#### ④ 市民に対する制度の周知と理解の醸成

(仮称)尾道市歴史文化資源市民登録制度の主役は尾道市民であり、市民の理解と協力がなければ、実効性の高い制度の定着は困難である。

そのため、(仮称)尾道市歴史文化資源市民登録制度の具体的な検討段階から、段階的に市民に対する周知のための取組を実施することが重要となる。

特に、対象となる歴史文化資源の多くは、個人あるいは民間団体の所有物であることが想定されることから、適切な基準に基づく登録であっても、所有者の理解と協力がなければ、登録後の活用のみならず、登録自体が困難となる。

このため、実施主体となる行政や関連団体内での共通認識の共有と体制づくりはもとより、市民を対象とした講習会やワークショップを重ねることにより、(仮称)尾道市歴史文化資源市民登録制度の趣旨や具体的な運用方法などについて、市民の理解を十分に得ることが重要である。

#### ⑤ 歴史文化資源の保存・活用への対応

登録した歴史文化資源の保存・活用に関しては、以下のような対応を考えている。

##### ■文化財保護制度での保存・活用の検討

- 登録した歴史文化資源については、その文化財としての価値の高いもの、保存・活用が特に必要なものについては、文化財としての指定または登録を検討する。

##### ■歴史文化資源の情報の提供・発信

- 登録した歴史文化資源については、所有者等の意向を確認した上で、適切かつ分かりやすい形で広報やホームページ等で情報を提供・発信する。
- 地域における歴史文化資源を生かした活動などの情報発信を支援する。

##### ■歴史文化資源の保存・活用の取組の支援

- 地域における歴史文化資源の保存・活用に関わる活動の支援に努める。
- 具体的には、各種助成制度(各種財団の制度など)の情報提供や活用促進、情報提供と啓発による活動への市民の参加促進、関係団体との交流・連携の支援などを想定している。

##### ■歴史文化資源を生かした事業展開の検討

- 歴史まちづくり法が適用された場合には、関連する事業制度で歴史文化資源に対応できる取組(ハード、ソフト)について検討する。
- 文化財めぐり事業(時のミュージアムめぐり事業)や歴史文化体験・交流事業、文化財サポーター育成事業など各種事業において、歴史文化資源を取り入れた事業展開を検討する。

##### ■歴史文化資源の保存・活用を支える体制(態勢)づくり

- 市民等の協力や参加のもとに、歴史文化資源の保存・活用を検討したり、その具体化に道筋をつけたりする体制(態勢)づくりを図る。

### 3 歴史文化資源の枠組みと内容

歴史文化資源は、有形なもの（ハード）と無形なこと（ソフト）がある。有形なものについては、移動できないまたはしにくいもの、いわゆる「不動産」と移動可能なものがある。また、街並みなど有形なもの集合や祭りなど広がりを持つ活動は、地域の風景※、風物詩ともなる。

こうしたことを踏まえ、歴史文化資源を評価する基本的な枠組みについては、主として特定の場所に存在するもの（不動産）として「空間資源」を、移動可能な有形なものまたは無形なこととして「生活資源」を設定した。さらに、地域的な集合体としての「もの・こと」、または領域を持つ「もの・こと」として、風景資源（五感で感じる「もの・こと」…ハード・ソフト）を取り上げている。

なお、（仮称）尾道市歴史文化資源市民登録制度においては、景観は「視覚」を中心として捉える物的・空間的かつ領域的なものとし、風景はより広い概念とする。

以上のような空間資源、生活資源、風景資源の区分と相互の関係などを図化すると、次頁のようになり、3つの資源は相互に関わり合い、とりわけ風景資源は、空間資源と生活資源の両者と歴史文化資源を共有することになる。

また、歴史文化資源の区分ごとに、モデルとして具体的な歴史文化資源を例示すると、36頁からの表のようになる。このうち、風景資源については、空間資源と生活資源に関わり、両方の要素も有していることから、関連文化財群との関係でも歴史文化資源を例示する。

こうしたモデルを踏まえて、制度の運用においては、関連文化財群等による保存・活用についても検討する。

#### ※風景

風景は景観と同義語に使われる場合が多いが、ここでは景観は「視覚」を中心として捉える物的・空間的かつ領域的なものとし、風景は「五感」で捉える領域的なもの・こととする。

つまり、風景には、「暮らしの音」、「地域の匂い」などもポジティブに含んでいると考える。

なお、景観にも人間の「五感」で感じるが含まれていると言えるが、言葉として「心象風景」とは表現するが、「心象景観」とは用いないので、ここでは「風景」をより広い概念と捉えて用いる。

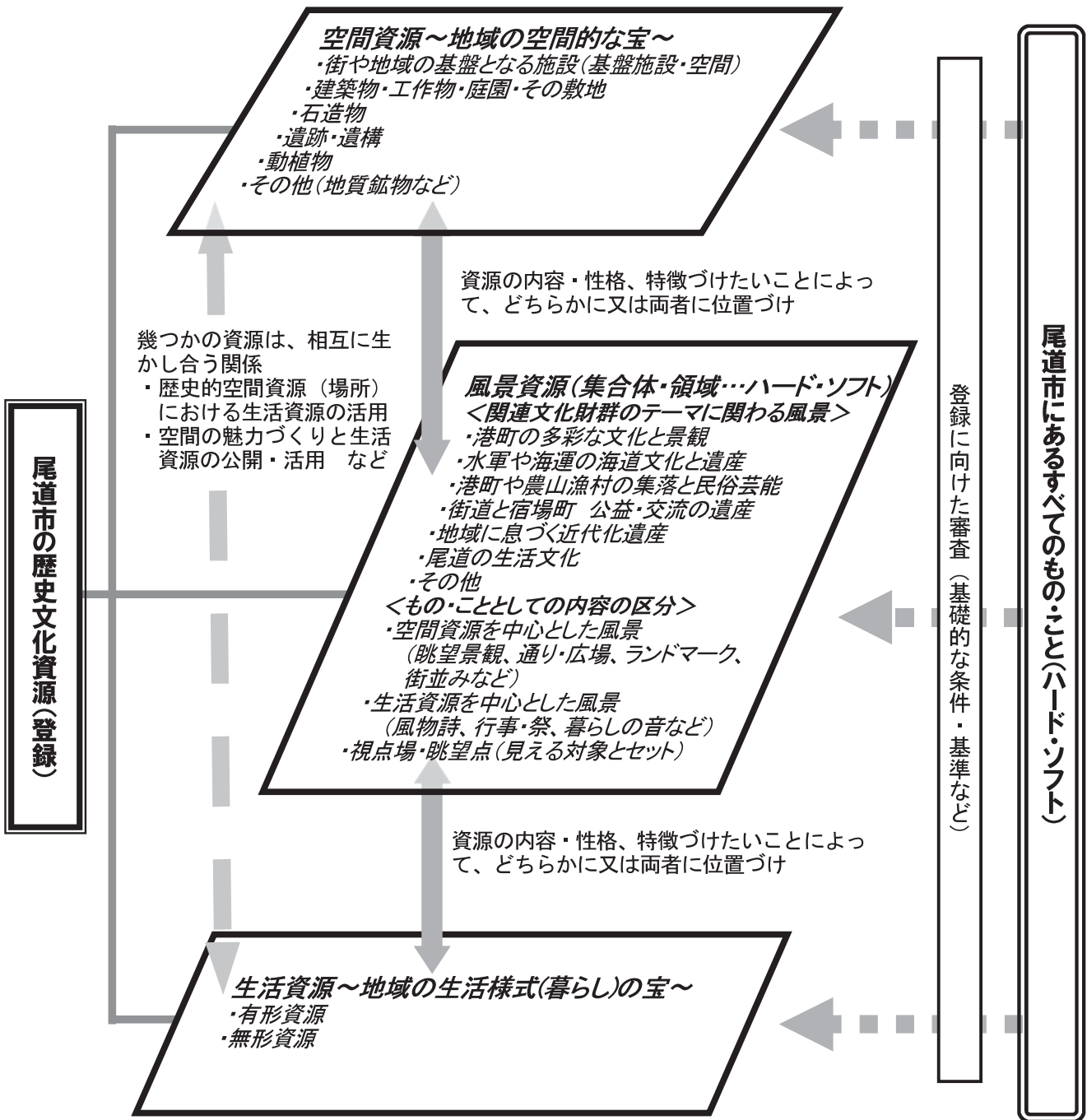


図 4-1 (仮称) 尾道市歴史文化資源市民登録制度における歴史文化資源の基本的な構成

表 4-1 (仮称)尾道市歴史文化資源市民登録制度における歴史文化資源の枠組み(分類)と内容(1/2)

条件	資源区分(大分類)	資源区分(中分類)	具体的な歴史文化資源(例)
登録制度における歴史文化資源: 前提条件・基礎的評価基準・市民評価基準	<b>空間資源</b> 主として特定の場所に存在するもの(ハード)	<b>基盤施設・空間</b> 街や地域の基盤となるもの	○地割・町割 ○道路、街道、小径(小路) ○近代交通遺産(現役も):鉄道、道路、トンネル ○石垣 ○港湾・漁港、雁木、灯台 ○河川、水路 ○生産基盤:農地(棚田など) ○その他(水道施設、公園など)
		<b>建築物・工作物*・庭園・その敷地</b> 形を残している土地の上に形づくられたもの	○寺社 ○民家・住宅 ○公共施設(学校など) ○商業・金融施設 ○産業施設(造船施設など) ○庭園 など
		<b>石造物</b> 石を加工して造られた独立的なもので、基盤施設以外	○石塔(五輪塔、宝篋印塔など) ○板碑 ○石鳥居 ○石灯籠 ○石仏・磨崖仏 ○狛犬 ○水船・手水鉢 ○道標 など
		<b>遺跡・遺構</b> 生活や産業などの跡	○城跡 ○塩田跡 など
		<b>動植物</b> 貴重な動植物	○巨樹 ○渡り鳥(過ごす場所) など
		<b>その他</b> 上記に分類できないもの	○鉱物資源 ○温泉 など
	<b>生活資源</b> 主として暮らしに関わること(ソフト)または移動可能なもの(ハード)	<b>有形資源</b> 有形の民俗文化財や美術工芸品など	○美術工芸品 ○文献(古文書、絵図等) ○民具、漁撈具 ○玩具 ○特産品、生産物 ○生き物 など
		<b>無形資源</b> 無形の民俗文化財や音楽、工芸技術など	○食文化・食生活 ○年中行事 ○民俗芸能、慣習 ○遊び ○方言 ○伝統技術 ○暮らしや自然の音 など

※工作物

建築物以外で人為的に作られた土地や建築物に固定して設置されたもの。建築基準法では、煙突、広告塔、高架水槽、擁壁、製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等が位置づけられている。

表 4-1 (仮称) 尾道市歴史文化資源市民登録制度における歴史文化資源の枠組み(分類)と内容(2/2)

条件	資源区分(大分類)	資源区分(中分類) ～(大)関連文化財群～	具体的な歴史文化資源～小関連文化財群～ (例)
登録制度における歴史文化資源…前提条件・基礎的評価基準・市民評価基準	風景資源 ○空間資源の風景 ○生活資源の風景 ○両者が関わり合った風景 地域的な集合体としてのもの・こと または領域を持つもの・こと(ハード・ソフト)	港町の多彩な文化と景観	中世の港町の風景 ・中世の寺社と港町 (寺社の景観、小路の景観、斜面地と尾道水道の風景、瀬戸田港と高根島の景観)
			近世の宿場町 ・街道と街並み
			港町に残る伝統芸能 ・港町と祭りの風景
			豪商が育んだ文化と遺産
			近代文学・映画と坂のまち ・小説に描かれた風景 ・ロケ地の風景(山陽本線と陸橋風景)
		水軍や海運の海道文化と遺産	水軍の遺産と文化 ・水軍城と瀬戸内海と島並み
			海運の遺産と文化 ・北前船で繁栄した商家、街並み
			歴史に培われた産業遺産(造船)と技術 ・造船遺産を中心とした海辺の風景
		港町や農山漁村の集落と民俗芸能	農村集落と民俗芸能 ・集落における祭りの風景
			港町・漁村集落と民俗芸能 ・集落における祭りの風景
		街道と宿場町 交易・交流の遺産	街道の遺産と面影 ・街道の面影を残す風景
			宿場町の遺産と面影 ・宿場町の面影を残す街並み
		地域に息づく近代化遺産	交通や物流を支えた近代化遺産 ・鉄道遺産の風景
			金融と商業を支えた近代化遺産 ・歴史的な銀行等の建築物と街並み
			生活と教育を支えた近代化遺産 ・歴史的な学校の建築物と風景
		尾道の生活文化	尾道の伝統的な産業・特産品と風物詩 (菅野の串柿の風景、因島重井の除虫菊畑の風景)
			芸術文化と尾道の風景(映画、絵画) ・絵画にみる風景 (小林和作、平山郁夫の写生地)
			尾道の食文化と習俗 ・晩よりと街並み
			塩と生活文化 ・製塩業を背景とした建築物と街並み
			豪商と生活文化(豪商が育んだ文化と遺産) ・庭園と借景
		その他	上記以外のもの・こと

## 4 歴史文化保存活用区域内における歴史文化資源の位置づけ

尾道市において歴史文化資源市民登録制度は、市民だれもが尾道らしさや愛着を感じる資源（もの・こと）に光を当てることができるものである。

そのことは、市民と文化財の関わりをより密接にし、市民の文化財への関心と理解を高め、さらには尾道市やそれぞれの地域などに対する愛着や誇りにつながると期待される。

また、歴史文化資源の保存・活用や情報発信を行うことによって、尾道の魅力や吸引力を高めることになる。

さらに、歴史文化保存区域においては、個々の歴史文化資源等による風景の形成に加え、幾つかの集合やつながりによる風景及びまとまりのある環境の形成につながる。加えて、歴史文化資源は、歴史文化保存活用区域内外の文化財のネットワークをより強化するとともに、区域の意味や魅力を高めることになる。

こうしたことを踏まえ、それぞれの歴史文化保存活用区域において、歴史文化資源の位置づけをシミュレーションすると、以下のような位置づけ・役割が期待できる。

表 4-2 歴史文化保存活用区域における歴史文化資源の位置づけ・役割

区域の名称	歴史文化資源の例	歴史文化資源の位置づけ・役割	
		それぞれの区域	全体（共通）
尾道・古寺と港町の歴史文化保存活用区域	○地割・町割 ○道路、街道、小径 ○石垣 ○近代交通遺産 ○港湾 ○庭園 ○景観（通り、眺望点など） ○食文化・食生活 ○伝統技術 など	●歴史の重層する港町をより特徴づける資源 ●魅力づくりやおもしろさの演出につながる身近な資源 ●眺望点や景観スポットなどをより印象づける資源	●だれもが歴史文化に光を当てることができる文化財（もの・こと） ●市民と文化財の関わりをより密接にし、市民の文化財への関心と理解を高める ●尾道市やそれぞれの地域などに対する愛着や誇りにつながる ●保存・活用や情報発信を行うことによって、尾道の魅力や吸引力を高める ●歴史文化保存区域内外の文化財のネットワークづくり、区域の意味や魅力を高める
瀬戸田・海と島の暮らしの歴史文化保存活用区域			
寺と町家と港町の歴史文化保存活用区域	○道路、街道、小径 ○港湾 ○景観（通り、眺望点など） ○食文化・食生活 ○伝統技術 など	●港町の景観や魅力をより印象づける資源	
塩田の記憶と港町の歴史文化保存活用区域	○港湾 ○遺跡（塩田跡） ○民具（塩田関係など） ○食文化・食生活 ○伝統技術 など	●地域の歩みをより分かりやすく伝える資源	



表 4-3 歴史文化保存活用区域における歴史文化資源の位置づけ・役割（期待・想定）

区域の名称	歴史文化資源	歴史文化資源の位置づけ・役割	
		それぞれの区域	全体（共通）
向島・海と暮らしの歴史文化保存活用区域	○小径 ○港湾 ○景観（眺望点など） ○食文化・食生活 ○年中行事 ○民俗芸能 ○伝統技術 など	●港町の暮らしと伝統を伝える資源 ●対岸の尾道の街並み景観をより印象づける資源（見る…眺望点、見られる…向島の市街地や山、島なみ）	(前記)
浦崎と百島・半島と島の歴史文化保存活用区域	○港湾 ○食文化・食生活 ○年中行事 ○民俗芸能 ○民具（民俗芸能） ○漁撈具 ○伝統技術 など	●港町の暮らしと伝統を伝える資源	
因島・水軍と海事の歴史文化保存活用区域	○港湾 ○遺跡（城跡、塩田跡など） ○景観（眺望点など） ○食文化・食生活 ○年中行事 ○民俗芸能 ○伝統技術 など	●水軍の歴史と文化を伝える資源 ●北前船や海とともに生きてきた地域の歴史と文化を伝える資源	
御調・街道と山間の暮らしの歴史文化保存活用区域	○道路、街道 ○河川、水路 ○農地（棚田など） ○景観（集落、棚田など） ○食文化・食生活 ○年中行事 ○民俗芸能 ○伝統技術 など	●農村の暮らしと文化を伝える資源 ●街道による繁栄とその面影を伝える資源	